

# 令和4年12月議会市長定例記者会見

日 時 令和4年11月21日(月)  
午前11時～

会 場 木田第一庁舎 401 会議室

## 1 補正予算

No.	タイトル	担当課	頁
1-1	各会計予算規模(令和4年度)	財政課	1
1-2	12月補正予算(案)の概要	財政課	2

## 2 条例

No.	タイトル	担当課	頁
2	職員の定年等に関する条例の一部改正等について	人事課	8
3	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正等について	人事課	9
4	下水道使用料等の改定について	生活排水対策課	10
5	ガス料金の改定について	ガス水道局 経営企画課	11

## 3 その他

No.	タイトル	担当課	頁
6	上越市第7次総合計画基本構想及び基本計画の策定について	企画政策課	13

配布資料	
資料No.	1 - 1
担当課	財政課

## 各 会 計 予 算 規 模 ( 令 和 4 年 度 )

(単位:千円、%)

会 計		令和3年度 当初予算額 A	令和4年度 当初予算額 B	前年度 当初比 B/A	現計予算額	12月補正 予算額(案)	12月補正後予算額 (案) C	今年度 当初比 C/B
一 般 会 計		93,473,631	97,782,392	4.6	104,436,140	1,083,985	105,520,125	7.9
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	17,489,814	17,331,974	▲ 0.9	17,353,283	6,797	17,360,080	0.2
	診 療 所	470,714	444,305	▲ 5.6	444,305	▲ 2,924	441,381	▲ 0.7
	介 護 保 険	24,026,459	23,950,043	▲ 0.3	23,889,128	▲ 3,186	23,885,942	▲ 0.3
	後 期 高 齢 者 医 療	2,247,258	2,295,825	2.2	2,332,115		2,332,115	1.6
事 業 会 計	病 院 事 業	2,999,516	3,695,793	23.2	3,695,793	78	3,695,871	0.0
	下 水 道 事 業	21,241,897	19,577,674	▲ 7.8	19,657,182	62,586	19,719,768	0.7
	ガ ス 事 業	7,769,019	8,707,727	12.1	8,707,727	2,031,775	10,739,502	23.3
	水 道 事 業	9,217,388	9,388,711	1.9	9,388,711	222	9,388,933	0.0
	工 業 用 水 道 事 業	17,110	16,989	▲ 0.7	16,989	162	17,151	1.0
合 計		178,952,806	183,191,433	2.4	189,921,373	3,179,495	193,100,868	5.4

配布資料	
資料No.	1 - 2
担当課	財政課

## 12月補正予算（案）の概要

[単位：千円]

■ 一般会計 …………… 1,083,985千円

予算規模（補正前 104,436,140千円 → 補正後 105,520,125千円）

### ◆ 歳 入

① 分担金及び負担金（294,368 → 298,618）		4,250 千円
養護老人ホーム事務委託負担金	3,764 千円	
若竹寮事務委託負担金	486 千円	
② 使用料及び手数料（1,631,098 → 1,633,194）		2,096 千円
清里歯科診療所使用料	2,096 千円	
③ 国庫支出金（14,364,899 → 14,407,516）		42,617 千円
生活保護費負担金	41,346 千円	
母子保健衛生費国庫補助金	1,271 千円	
④ 県支出金（7,680,013 → 7,681,223）		1,210 千円
屈折検査機器導入促進支援事業補助金	350 千円	
農地利用最適化交付金	302 千円	
情報収集等業務効率化支援事業補助金	558 千円	
⑤ 繰入金（1,820,500 → 2,812,655）		992,155 千円
財政調整基金繰入金	951,859 千円	
水族博物館整備運営基金繰入金	40,296 千円	
⑥ 諸収入（3,689,299 → 3,730,956）		41,657 千円
保健センター光熱水費等負担金	841 千円	
市民健康診査自己負担金	93 千円	
肝炎ウイルス検診自己負担金	▲ 81 千円	
後期高齢者健康診査業務委託受託金	7,803 千円	
胃がん検診自己負担金	236 千円	
肺がん検診自己負担金	42 千円	
大腸がん検診自己負担金	90 千円	
前立腺がん検診自己負担金	306 千円	
子宮頸がん検診自己負担金	27 千円	
新潟県労働者信用基金協会出捐金返還金	32,300 千円	

◆ 歳 出

- ① 新幹線整備促進費 8,400 千円  
( 一般財源 8,400 )  
 上越妙高駅周辺地区商業地域内に建設予定の施設に対する建築資金借入利子前払事業補助金を増額するもの。
- ② 並行在来線対策事業 4,221 千円  
( 一般財源 4,221 )  
 エネルギー価格の高騰の影響を受けている地域鉄道に対し、県や沿線自治体と協調して支援を行うもの。
- ③ 軽・中等度難聴者補聴器助成事業 1,558 千円  
( 一般財源 1,558 )  
 軽・中等度難聴者補聴器購入費助成金について、今後の申請状況を見込み増額するもの。
- ④ 公立保育所運営費 27,926 千円  
( 一般財源 27,926 )  
 今後不足が見込まれる電気料金、ガス料金及び燃料費を増額するもの。  
 また、不足が見込まれる公立保育園の給食に要する賄材料費を増額するとともに、通園バスにおける園児の置き去り事故を防ぐ安全装置の設置に必要な経費を増額するもの。
- ⑤ 私立保育所等運営費 18,567 千円  
( 一般財源 18,567 )  
 私立保育園及び認定こども園に対し、給食に係る食材料費の物価高騰相当額を支援するほか、通園バスにおける園児の置き去り事故を防ぐ安全装置の設置に必要な経費を増額するもの。
- ⑥ 扶助費 55,128 千円  
( 国庫支出金 41,346、一般財源 13,782 )  
 生活保護制度において医療扶助費等が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの。
- ⑦ 母子保健事業 2,781 千円  
( 国庫支出金 1,271、県支出金 350、一般財源 1,160 )  
 3歳児健康診査の視覚検査用の屈折検査機器の購入に要する経費を増額するもの。
- ⑧ 市民健康診査事業 9,035 千円  
( 諸収入 7,815、一般財源 1,220 )  
 市民健康診査等の受診者数が当初の見込みを上回ることから、所要の経費を増額するもの。
- ⑨ がん予防推進事業 2,734 千円  
( 諸収入 701、一般財源 2,033 )  
 がん検診の受診者数が当初の見込みを上回ることから、所要の経費を増額するもの。
- ⑩ 結核検診事業 995 千円  
( 一般財源 995 )  
 結核検診の受診者数が当初の見込みを上回ることから、所要の経費を増額するもの。
- ⑪ 清里歯科診療所管理運営費 2,213 千円  
( 使用料及び手数料 2,096、一般財源 117 )  
 清里歯科診療所の診療報酬が当初の見込みを上回ることから、同診療所の診療に係る委託料及び交付金を増額するもの。
- ⑫ 農業委員会活動費 860 千円  
( 県支出金 860 )  
 農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動の効率化を図るため、タブレット端末の導入に要する経費を増額するもの。

- ⑬ 産業振興総務管理費 2,955 千円  
( 一般財源 2,955 )  
 創業支援利子補給補助金の申請件数が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの。
- ⑭ 除雪費 18,350 千円  
( 一般財源 18,350 )  
 今冬の除雪に備えて除雪機械の消耗品費を増額するもの。
- ⑮ 下水道費 62,586 千円  
( 一般財源 62,586 )  
 下水道事業会計において、電気料金や企業債利息に不足が見込まれることなどから、同会計への繰出金を増額するもの。
- ⑯ スクールバス等運行事業 3,740 千円  
( 一般財源 3,740 )  
 スクールバスにおける児童の置き去り事故を防ぐ安全装置の設置に要する経費を増額するもの。
- ⑰ 私立幼稚園等教育振興事業 1,077 千円  
( 一般財源 1,077 )  
 私立幼稚園に対し、給食に係る食材料費の物価高騰相当額を支援するもの。
- ⑱ 博物館管理運営費 5,988 千円  
( 一般財源 5,988 )  
 今後不足が見込まれる電気料金を増額するほか、上越市立歴史博物館の故障した映像装置の入替えに要する経費を増額するもの。
- ⑲ 学校給食費 155,452 千円  
( 一般財源 155,452 )  
 不足が見込まれる市立の小・中学校及び幼稚園の給食に要する賄材料費を増額するもの。

その他、エネルギー価格の高騰に伴い、指定管理施設を含む公共施設における燃料費や電気料金等の光熱水費に不足が見込まれることから、所要の経費を増額するもの。  
 (直営施設：403,644千円、指定管理施設：183,398千円)

また、人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合及び一般職の職員の給料月額を引き上げるなどの給与改定を実施するとともに、人事異動に伴う給与費等の整理を行うほか、副市長の給料について、月額10%を減ずるもの。  
 (特別会計への繰出金を含む)

◎ 債務負担行為(追加)

道路維持事業(市道外側線の計画的修繕)  
 期 間 令和4年度から令和5年度まで  
 限度額 26,208 千円

道路維持事業(市道舗装の計画的修繕)  
 期 間 令和4年度から令和5年度まで  
 限度額 162,052 千円

◎ 債務負担行為(変更)

新潟県議会議員一般選挙ポスター掲示場設置・撤去委託料  
 期 間 令和4年度から令和5年度まで  
 限度額 22,202 千円

■ 国民健康保険特別会計 …………… 6,797千円

予算規模（補正前 17,353,283千円 → 補正後 17,360,080千円）

一般会計と同様に、給与改定並びに人事異動に伴う給与費等の整理を行うもの。  
また、特定健康診査の受診者数が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの。

◆ 歳 入		
・ 繰入金（ 1,199,474 → 1,206,271 ） ……………		6,797 千円
◆ 歳 出		
・ 総務費（ 188,211 → 191,131 ） ……………		2,920 千円
・ 保健事業費（ 190,358 → 194,235 ） ……………		3,877 千円

■ 診療所特別会計 …………… ▲2,924千円

予算規模（補正前 444,305千円 → 補正後 441,381千円）

一般会計と同様に、給与改定並びに人事異動に伴う給与費等の整理を行うもの。

◆ 歳 入		
・ 繰入金（ 177,841 → 174,917 ） ……………		▲ 2,924 千円
◆ 歳 出		
・ 総務費（ 322,107 → 319,183 ） ……………		▲ 2,924 千円

■ 介護保険特別会計 …………… ▲3,186千円

予算規模（補正前 23,889,128千円 → 補正後 23,885,942千円）

一般会計と同様に、給与改定並びに人事異動に伴う給与費等の整理を行うもの。

◆ 歳 入		
・ 繰入金（ 3,543,264 → 3,540,078 ） ……………		▲ 3,186 千円
◆ 歳 出		
・ 総務費（ 389,497 → 386,311 ） ……………		▲ 3,186 千円

■ 病院事業会計 …………… 78千円

予算規模（補正前 3,695,793千円 → 補正後 3,695,871千円）

※予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額

一般会計と同様に、給与改定を実施するもの。

◆ 収益的支出		
・ 病院事業費用（ 2,854,004 → 2,854,082 ） ……………		78 千円

■ 下水道事業会計 …………… 62,586千円

予算規模（補正前 19,657,182千円 → 補正後 19,719,768千円）

※予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額

一般会計と同様に、給与改定並びに人事異動に伴う給与費等の整理を行うほか、燃料費調整額の上昇などに伴い下水道施設に係る電気料金の不足分を増額するとともに、企業債の利息及び償還金が当初の見込みを上回ったことから、所要額を増額するもの。

また、令和5年度に実施する予定の公共下水道污水管渠整備について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、債務負担行為を設定するもの。□

◆ 収益的収入

・ 下水道事業収益（9,378,705 → 9,445,428）…………… 66,723 千円

◆ 収益的支出

・ 下水道事業費用（9,182,425 → 9,252,753）…………… 70,328 千円

◆ 資本的収入

・ 下水道事業資本的収入（8,226,553 → 8,222,416）…………… ▲ 4,137 千円

◆ 資本的支出

・ 下水道事業資本的支出（10,474,757 → 10,467,015）…………… ▲ 7,742 千円

◎ 債務負担行為(追加)

公共下水道污水整備事業

期 間 令和4年度から令和5年度まで

限度額 231,018千円

■ ガス事業会計 …………… 2,031,775 千円

予算規模（補正前 8,707,727千円 → 補正後 10,739,502千円）

※予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額

一般会計の一般職の職員と同様に、企業職員の給与改定を行うとともに、人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の増減を整理し、また、液化天然ガス輸入価格の上昇に伴うガス売上及び売上原価の増額、燃料費調整額の上昇に伴い、電気料金の不足分を増額するほか、令和5年度に実施する予定のガス管入替工事について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、新たに債務負担行為を設定するもの。

◆ 収益的収入

・ ガス事業収益（7,344,946 → 9,801,151）…………… 2,456,205 千円

◆ 収益的支出

・ ガス事業費用（7,139,174 → 9,169,632）…………… 2,030,458 千円

◆ 資本的支出

・ 資本的支出（1,568,553 → 1,569,870）…………… 1,317 千円

◎ 債務負担行為(追加)

ガス管入替工事

期 間 令和4年度から令和5年度まで

限度額 178,410千円

■ 水道事業会計 …………… 222 千円

予算規模（補正前 9,388,711千円 → 補正後 9,388,933千円）

※予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額

一般会計の特別職及び一般職の職員と同様に、ガス水道事業管理者及び企業職員の給与改定を行うとともに、人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の増減を整理し、また、燃料費調整額の上昇に伴い、浄水場等に係る電気料金の不足分を増額するほか、令和5年度に実施する予定の水道管入替等の工事及び安塚区切越浄水場の粉末活性炭注入設備設置工事について、施工時期の平準化と早期発注を図るため、新たに債務負担行為を設定するもの。

◆ 収益的支出

・ 水道事業費用（5,521,922 → 5,526,120）…………… 4,198 千円

◆ 資本的支出

・ 資本的支出（3,866,789 → 3,862,813）…………… ▲ 3,976 千円

◎ 債務負担行為(追加)

水道管入替工事

期 間 令和4年度から令和5年度まで

限度額 270,135千円

水道管撤去工事

期 間 令和4年度から令和5年度まで

限度額 8,107千円

空気弁入替工事

期 間 令和4年度から令和5年度まで

限度額 62,100千円

粉末活性炭注入設備設置工事

期 間 令和4年度から令和5年度まで

限度額 59,070千円

■ 工業用水道事業会計 …………… 162 千円

予算規模（補正前 16,989千円 → 補正後 17,151千円）

※予算規模は、収益的支出と資本的支出の合計額

一般会計の一般職の職員と同様に、企業職員の給与改定を行い、給与費の増減を整理するほか、燃料費調整額の上昇に伴い、電気料金の不足分を増額するもの。

◆ 収益的支出

・ 工業用水道事業費用（16,989 → 17,151）…………… 162 千円

配 布 資 料	
資料No.	2
担当課	人事課

## 職員の定年等に関する条例の一部改正等について

### 1 職員の定年引上げ

- ・地方公務員法の一部改正に伴い、職員（医師を除く）の定年を、2年に1歳ずつ段階的に引き上げて65歳とする。

年度 (令和)	5・6年度	7・8年度	9・10年度	11・12年度	13年度以後
定年	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

### 2 改正地方公務員法等に基づく制度

#### (1) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

- ・管理職手当が支給される管理監督職の職員は、60歳の誕生日からその日以後の最初の4月1日までに、管理監督職以外の職に降任させる。
- ・降任後の職級は、副課長級以下とする。

#### (2) 定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・60歳に達して定年前に退職した職員は、従前の勤務実績に基づく選考により、短時間勤務の職に採用できるものとする。

#### (3) 暫定再任用職員制度

- ・定年が段階的に引き上げられる期間は、定年退職後も現行の再任用制度と同様の措置を暫定再任用制度として継続し、65歳までの雇用機会を確保する。

#### (4) 高齢者部分休業の一部改正

- ・高齢者部分休業を取得できる開始年齢を、「現行の55歳（医師及び歯科医師を除く）」から「職員の定年から5年を減じた年齢（定年が65歳の場合は60歳）」に改める。

#### (5) 情報提供・意思確認制度

- ・任命権者は、職員が60歳に達する年度の前年度に、当該職員に対し、60歳に達して適用される任用及び給与その他の必要な情報を提供するとともに、勤務の意思を確認する。

#### (6) 60歳を超える職員の給与に関する措置

- ・60歳を超える職員（60歳を超えて最初の4月1日以後）の給料月額は、60歳前の7割水準とする。
- ・60歳に達して定年前に退職した職員の退職手当は、定年退職と同様の支給率を用いて計算する。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

配 布 資 料	
資料No.	3
担当課	人事課

## 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正等について

### 1 令和4年度給与改定について

人事院及び新潟県人事委員会の給与勧告等を踏まえ、下記のとおり一般職の職員及び特別職の給与改定を行う。

#### (1) 一般職の職員

- 給料表の給料月額を平均で約0.2%引上げ
  - … 初任給及び若年層職員（主事・主任級）の給料月額を引上げ
- 期末・勤勉手当の支給割合を年間で最大0.1月分引上げ
  - … 年間の期末・勤勉手当の支給割合を年4.3月から4.4月に引上げ
- ※ 正規職員1人当たりの年間給与：約4.0万円増

#### (2) 特別職（議員、市長、副市長、教育長及びガス水道事業管理者）

- 期末手当の支給割合を年0.05月分引上げ
  - … 年間の期末手当の支給割合を3.25月から3.3月に引上げ
- ※ 年間の給与：議長3.2万円増、市長4.9万円増、副市長4.4万円増

#### (3) 施行期日

- 公布の日（適用日は令和4年4月1日）
- ※ 会計年度任用職員は令和5年4月1日

### 2 副市長の給料減額について

- 副市長の給料について、市長の任期中、月額10%を減ずる。

条例上の 給料月額	減額後の 給料月額	比較	
		月額	減額率
729,200円	656,280円	△72,920円	△10/100

- 退職手当の算定の基礎となる給料月額は、上記により減額される前の給料月額とする。
- 施行期日は令和5年1月1日

### 3 上記改定による職員人件費の補正額（議員及びガス水道局の職員を含む）

- ・ 給与改定分 94,293千円
- ・ 副市長の給料減額分 △438千円

配布資料	
資料No.	4
担当課	生活排水対策課

## 下水道使用料等の改定について

### 1 改定理由

下水道事業の今後の収支見通しを踏まえ、持続可能な事業経営に必要な収入を確保するため、下水道使用料、排水処理施設使用料及び浄化槽使用料を改定するもの。

### 2 改定内容

#### (1) 下水道使用料・排水処理施設使用料 (消費税込み)

区分	汚水の排除量	改定前	改定後	改定率
一般汚水				
基本使用料	0 m <sup>3</sup> から 5 m <sup>3</sup> まで	1,576.30 円	<b>1,669.80 円</b>	5.96%
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> から 10 m <sup>3</sup> まで	81.40 円	<b>86.90 円</b>	6.76%
	11 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで	195.80 円	<b>210.10 円</b>	7.30%
	21 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	222.20 円	<b>238.70 円</b>	7.43%
	31 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	253.00 円	<b>284.90 円</b>	12.61%
	101 m <sup>3</sup> 以上	313.50 円	<b>346.50 円</b>	10.53%
公衆浴場汚水 ※	1 m <sup>3</sup> 当たり	72.60 円	<b>78.10 円</b>	7.58%
平均改定率				<b>7.91%</b>

※公衆浴場汚水は下水道使用料のみ規定

#### <参考> 平均的な排除量による比較 (消費税込み)

	改定前	改定後	差引
総務省が定める平均な排除量 (20 m <sup>3</sup> )	3,941 円	<b>4,205 円</b>	264 円
上越市の一般家庭の平均排除量 (18 m <sup>3</sup> )	3,549 円	<b>3,785 円</b>	236 円

#### (2) 浄化槽使用料 (消費税込み)

浄化槽の規模 ※	稼働基数	改定前	改定後	差引	改定率
5人槽	17	3,993 円	<b>4,323 円</b>	330 円	8.26%
6~7人槽	99	4,389 円	<b>4,741 円</b>	352 円	8.02%
8~10人槽	4	5,478 円	<b>5,808 円</b>	330 円	6.02%
平均改定率					<b>7.96%</b>

※浄化槽使用料は規模別定額制

### 3 施行日

令和5年4月1日

配 布 資 料	
資料No.	5
担当課	ガス水道局経営企画課

## ガス料金の改定について

### 1 改定理由

原料ガス購入価格の改定等に伴い、全ての原価を見直し、令和5年度から都市ガス料金及び液化石油ガス料金を改定するもの

### 2 改定内容

#### (1) 都市ガス料金

(消費税込み)

使用量の区分	基本料金 (1月当たり)	従量料金		調整単位料金 (1 m <sup>3</sup> 当たり)
		基準単位料金 (1 m <sup>3</sup> 当たり)		
		現行	改定後	
25 m <sup>3</sup> 以下	374.00 円	122.50 円	<b>177.99 円</b>	基準単位料金± 0.075 円×原料 価格変動額/ 100 円×1.10
25 m <sup>3</sup> 超 150 m <sup>3</sup> 以下	418.00 円	120.73 円	<b>176.22 円</b>	
150 m <sup>3</sup> 超	638.00 円	119.27 円	<b>174.76 円</b>	

#### <参考1> 11月分原料費調整額を含む現行の調整単位料金

(消費税込み)

使用量の区分	基本料金 (1月当たり)	従量料金
		調整単位料金 (1 m <sup>3</sup> 当たり)
25 m <sup>3</sup> 以下	374.00 円	180.08 円
25 m <sup>3</sup> 超 150 m <sup>3</sup> 以下	418.00 円	178.31 円
150 m <sup>3</sup> 超	638.00 円	176.85 円

#### <参考2> 1か月に35 m<sup>3</sup>使用される標準家庭での料金比較

(消費税込み)

##### ①原料費調整額を含まない料金比較

区分	現行	改定後	比較	
基本料金+基準単位料金	4,643 円	<b>6,585 円</b>	1,942 円	41.8%

##### ②11月分原料費調整額を含む現行料金と改定後料金の比較

(原料費調整制度により原料費の変動を毎月の料金に反映しているため、改定後料金と同じ基準となる11月分原料費調整額を含む現行料金との比較)

区分	現行 (調整単位料金)	改定後 (基準単位料金)	比較	
基本料金+基準(調整)単位料金	6,658 円	<b>6,585 円</b>	△73 円	△1.1%

※改定後料金は、液化天然ガス(LNG)輸入価格の動向に応じて原料費調整額を調整する。

○料金改定の実施時期と改定率

- ・実施時期 令和5年4月1日
- ・平均改定率 42.15% (実質平均改定率：△1.11%)

※実質平均改定率は、改定後料金と同じ基準となる11月分原料費調整額を含む現行料金との改定率

(2) 液化石油ガス料金

(消費税込み)

区分	現行	改定後
基本料金	935.00 円	1,122.00 円
従量料金 (2 m <sup>3</sup> を超える使用量につき1 m <sup>3</sup> 当たり)	407.00 円	495.00 円

○料金改定の実施時期と改定率

- ・実施時期 令和5年4月1日
- ・平均改定率 21.02%

・1か月に6 m<sup>3</sup>使用される標準家庭での料金比較 (消費税込み)

区分	現行	改定後	比較	
基本料金+従量料金	2,563 円	3,102 円	539 円	21.03%

配 布 資 料	
資料No.	6
担当課	企画政策課

## 上越市第7次総合計画基本構想及び基本計画の策定について

### 1 計画の特徴

- ・将来の予測が困難な時代の中で、理想的なありたい姿を描き、その実現に向けた手段を逆算的に考えるという「未来志向（バックキャスト）」の視点から計画を取りまとめた。
- ・将来都市像「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」の実現を目指し、5つの基本目標と14の政策、38の施策を体系的に定めた。また、本市が直面する重要課題について、横断的かつ重点的に対応すべき取組を4つの重点テーマとして設定した。
- ・SDGsの理念や視点を積極的に取り入れ、各施策とSDGsの17のゴールを関連付けながら、一体的に推進することとした。
- ・策定の過程においては、総合計画審議会による議論のほか、市民の声アンケート、まちづくり市民意見交換会等の様々な手法で市民意見を把握し、反映を図った。

### 2 策定経過

#### (1) 第6次総合計画の評価検証

- ・総合計画に位置付けた43の施策単位で、今後の方向性を明確にする評価検証作業を全庁的に実施し、政策・施策ごとに主な取組や成果、課題を整理した。

#### (2) 総合計画審議会における審議

- ・4月の第1回審議会以降、11月までに計7回の会議を開催した。

#### (3) 市民意見の反映等

- ・市民の声アンケートやまちづくり市民意見交換会に加えて、新たな取組として、まちづくりの各分野で活躍している20の市民活動団体を対象とした「グループインタビュー」を実施した。また、市内在学の高校生・専門学生・大学生が地域のまちづくりについて考える「まちづくり学生ワークショップ」を行ったほか、より多くの子どもたちからまちづくりへの関心を高めてもらうため、小学生・中学生を対象とした「まちづくり標語」の作品募集を行った。

### 3 計画の概要

#### (1) 計画期間

- ・令和5年度～令和12年度 ※基本構想は8年間、基本計画は前期4年間

#### (2) 内容

##### [基本構想]

- ・基本理念 上越市ならではの快適で幸せな暮らしの実現  
～生きる力を備えたまちづくり・ひとづくり～
- ・将来都市像 暮らしやすく、希望あふれるまち 上越
- ・基本目標
  - ① 支え合い、生き生きと暮らせるまち
  - ② 安心安全、快適で開かれたまち
  - ③ 誰もが活躍できるまち
  - ④ 魅力と活力があふれるまち
  - ⑤ 次代を担うひとを育むまち
- ・その他 政策推進の考え方、土地利用構想 ほか

[基本計画]

- ・基本目標別施策（38の施策、98の施策の柱）
- ・重点テーマ ①活動人口の創出（ヒューマン）、②地域活力の創造（コミュニティ）  
③地域DXの推進（デジタル）、④脱炭素社会の形成（グリーン）

(3) その他

- ・計画（案）の議決・策定後、本編冊子や概要版等を作成し、市ホームページ等で公表するとともに、出前講座の開催や、SNS等を活用した周知などを通じて、学生や若者を含む幅広い世代への理解の促進に取り組む。